

札幌龍谷学園高等学校 いじめ防止基本方針

- 1 生徒と教師が明るく元気に挨拶を交わし相手を思いやる言葉と行動を行い、全ての生徒が、自分の存在が他から確認されていると感じ、自己の才能を存分に伸ばすことのできる、楽しくて安心安全な、「いじめのない学校づくり」を推進する。
- 2 建学の精神を重んじ、親鸞聖人のみ教えに基づいて「心を育てる」教育を推進し、学園モットー「生かされて生きる」の精神を心に刻み、教育目標「和顔愛語」「報恩感謝」「精進努力」の実践を生徒・教員全員で励行する。
- 3 「いじめ」のない学校づくりは、本校の教育活動全体を通じて実践され、全教職員の共通した認識と一致した指導によって推進される。
 - (1) 「いじめ」防止に関する計画等の作成は「生徒指導部」が行い、「校務運営会議」の審議・決定を経て、「職員会議」で全教職員への周知・徹底を図る。「いじめ」防止に関する計画等の見直しと修正は半年ごとに行う。
 - (2) 「いじめ」の早期発見・対応は、HR担任、教科担当教員、部活動顧問、生活指導担当教員、教育相談室を中心として、全教職員で行う。
 - (3) 発見した「いじめ」は生徒指導部と関係HR担任に報告し、組織的に対応して早期の解決を図る。悪化した「いじめ」については「生徒特別指導委員会」を開催して対策を協議し、発生後直ちに保護者に連絡して相談しながら解決を図る。
 - (4) 「いじめ」が重大事態に発展した場合には、直ちに理事長や父母の会、北海道総務部法人局学事課に報告するとともに、理事長の指導・助言の下に「重大事態の調査委員会」を設置し事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を理事長、学事課、被害生徒及びその保護者に報告する。
 - (5) 毎年5回開催されている「教育研究会」の教員研修において、「いじめ」に関わる研修を実施し、「いじめ」の予防、早期発見・対応の能力を向上させる。
- 4 「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 5 「いじめ」の態様には以下のようなものがある。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンやケータイ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 6 「いじめ」の重大事態とは次の場合をいう。
 - (1) 「いじめ」により、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。具体的には、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を

負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」である。

- (2) 「いじめ」により、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。具体的には、「精神性の疾患を発症し、年間30日程度欠席した場合」である。
- 7 「いじめ」について、次の基本認識を全ての教職員が共有して日々の教育実践を行う。
 - ・「いじめ」は、絶対に許されない卑怯な行為であり、人権を侵害する行為である。
 - ・「いじめ」は、最も悪質な非行である。
 - ・「いじめ」は、いじめる生徒側に問題がある。
 - ・被害者が「いじめ」と感じる行為は「いじめ」である。
 - ・「いじめ」は、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる。
- 8 「いじめ」の「解消」は以下を判断基準とする。
 - ①いじめに関わる行為が止んでいること。(少なくとも3ヶ月)
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。)
- 9 「いじめ」予防の教育は全ての教育活動において行う。
 - (1) 各教科の学習指導においては、教科ごとの目標とする知識・技能の習得を図るとともに、次のことに配慮した指導を行う。
 - ① 授業の中でも生徒全員と会話、発問・解答、個人指導を行い、生徒一人一人の存在を確認する。
 - ② コースごとの学力・進路希望に応じた学習の到達目標を設定し、それを全員が到達できるように学習指導する。(「分かる授業」)
 - ③ 各教科等の特色を生かし、異質なものを許容できる幅広いものの考え方や豊かな心の育成に努める。
 - ・宗教 ----- 「生かされて生きる」などの仏教精神の教示
 - ・倫理 ----- 諸哲学、人として生きる道の教示
 - ・政経、家庭 ----- 社会や家庭のルール、問題への対処法の教示
 - ・情報 ----- 正しい情報機器の活用、情報モラルの教示
 - ・国語、朝読書 ----- 多様な人間の心理、生き様、ものの考え方との出会い
 - ・英語、地歴 ----- 他の時代や外国の文化、ものの考え方の理解
 - ・数学、理科 ----- 論理的思考力の育成や実証的探求方法の習得
 - ・芸術、体育 ----- 「心」の開放
 - (2) 花まつり・宗祖降誕会などの宗教的儀式や朝のSHRにおける法語聴聞、全校礼拝における校長講話や学園だよりなどの各種通信の校長挨拶などを通して、宗教的情操を養い、思いやりの心などを育成する。
 - (3) 生徒指導部の生活指導係は、教育相談室と連携して、いじめ防止の計画を作成し、5月の「いじめ防止の講演」などにより、いじめは人権を侵害する行為であることを全生徒に理解させる。また、ケータイやスマートフォンは朝のSHRから帰りのSHRの間は使用禁止とし、LINE、Instagram、Twitter、Facebook などについての正しい使用法を指導する。
 - (4) HR担任は、次のことに配慮した指導を行う。
 - ① 親鸞聖人のみ教えに基づいて「心を育てる」教育を行い、「生かされて生きる」

の精神を育て、教育目標「和顔愛語」「報恩感謝」「精進努力」の実践を指導する。

- ② 入学時、各年度の開始時に資料を配付するなどして生徒、保護者、関係機関等に説明する。
 - ③ 個人懇談などを通して生徒個々の才能を把握し、その才能を発揮する「場」の設定を積極的に行い、発揮された才能を周りの生徒が受容・承認するように指導する。
 - ④ SHRにおいても、生徒と会話する機会を多くし、生徒の自己存在感を涵養する。
- (5) 特別活動においては、次のことに配慮した指導を行う。
- ① 生徒会は、各HRの役員と連携して、お互いに明るく元気に挨拶を交わし、相手を思いやる言行の実践を牽引してアットホームな校風の醸成に努めるとともに、生徒一人一人が才能を発揮できる行事を企画し実施する。
 - ② 部活動においては、生徒が自分の才能を発揮して人から称賛・承認される喜びや他の部員と協同して部の目標達成を目指して努力する連帯感を感じさせるとともに生徒一人一人が「伸びる喜び」（個人内評価）を持てるように指導する。
 - ③ 放送局は、毎朝のSHRで「法語」の放送を流し、5月中は「いじめ防止キャンペーン」のコメントをアナウンスするとともに、入学時や学期始め、定期考査前などにおいて、その時期に生徒が力を注ぐべきことや注意すべきことをアナウンスして、生徒を「いじめ」のない学校生活に誘導する。
- (6) 様々な進路指導のイベントや職場訪問、インターンシップなどを通して、早い時期に、自分に適する職業を発見させて仕事への意欲・責任感を育てるとともに、人の話を真剣に聴く態度や思いやりの心を育てる。
- (7) 特別支援教育委員会は、いじめの対象になりやすい発達障害を含む特に配慮の必要な生徒や不登校の生徒についての情報交換をし、対応を協議する。
- (8) 様々な父母の会の会議や保護者向けの教育相談室だよりや学園だよりを活用して、本校が「いじめのない学校づくり」を推進していることを保護者に伝え、「いじめ」をしない・させない生徒の育成に協力してもらう。

1.0 「いじめ」の早期発見

- (1) 学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し、「いじめのサイン」（別紙）を見逃さず、「いじめ」の早期発見に努める。
 - ① 全HRでいじめを訴えやすいアンケート調査を年複数回行い、実施後に関係生徒に対する個人面談を通して「いじめの」早期発見に努める。
 - ② HR担任は、SHRや昼休み、放課後などにおける生徒の動きや会話を観察する。また、個人懇談における生徒との会話から「いじめ」の早期発見に努める。
 - ③ 教科担任は、授業中の生徒の動きや会話を観察する。また、授業に向かう際、授業を終えて職員室に戻る際には、廊下での生徒の動きや会話を観察する。
 - ④ 部活動顧問は、部活動中のクラス生徒の動きや会話を観察する。特に、休憩時間における生徒同士の“世間ばなし”に傾聴し、部員以外の生徒間の「いじめ」情報の入手に努める。
 - ⑤ 教育相談室のカウンセラーは、生徒の「いじめ」の訴えを聴くとともに、生徒との会話の中から他の生徒間の「いじめ」の情報を入手する。
 - ⑥ その他の教員も、放課後や学校外で本校生徒を見かけた際は、生徒の動きや会話を観察する。

- ⑦ 保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知し、「いじめ」の早期発見に努める。
- (2) 生徒指導部及び校長は、機会あるごとに、「いじめ」行為を見た時は直ぐに教員に通報するよう呼びかける。チクル（教員に通報する）ことは、卑怯な行為ではなく、「いじめ」の被害生徒を助ける勇気ある行動であり、すべての生徒が楽しく生活できる安心安全な「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。
- (3) インターネットへの書きこみ等の「いじめ」については、被害生徒本人又は書きこみを見た生徒は直ちに教員に通報するように日頃から指導し、実際に通報があった場合には優先的にその対応にあたる。

1.1 「いじめ」への対応

- (1) 「いじめ」を発見した教員は、直ちに「いじめ」を止めさせる。
- (2) 「いじめ」の内容によって指導方法が異なることもあるが、HR担任と生徒指導部には必ず連絡する。HR担任と生徒指導部は継続的な「指導記録」を作成する。
- (3) 「いじめ」の対応にあたっては、被害生徒や通報生徒の安心・安全を確保する。「いじめ」の情報は、被害生徒や通報生徒以外の第三者から入手したものとして扱う。
- (4) 「いじめ」の報告を受けた生徒指導部は、まず被害生徒から状況を詳細に聴く。「いじめ」の内容、「いじめ」が行われた日時、場所、加害生徒の氏名と役割など、「いじめ」の構造を明らかにする。
- (5) (4)に基づいて、加害生徒を一斉に呼び、一人の生徒を二人の教員が担当して事情聴取を行う。その際、生徒に自分の行ったことや知っていることを紙に書かせる。
- (6) (5)の結果を他の生徒の事情聴取結果と照らし合わせ、食い違いがある場合には再度加害生徒を尋問し真実を明らかにする。この際、生徒がふてぶてしい態度を示しても教員は決して「体罰」を行ってはならない。
- (7) 「いじめ」の構造が生徒の証言によって確定されたならば、まず保護者に連絡し、「生徒特別指導委員会」を開催し、指導内容を決定する。
- (8) 加害生徒への指導内容は、生徒指導部長指導、教頭指導、校長指導、校長訓戒・家庭謹慎、退学のいずれかとする。教頭指導以上の指導は、生徒と保護者が同席する中で行う。
- (9) 「いじめのない学校づくり」の観点から、「いじめ」に対する指導は他の問題行動より厳しくする。このことを、年度始めに、生徒及び保護者に説明する。
- (10) 加害生徒が抱える問題にも焦点をあて、保護者と情報を共有して被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- (11) 「いじめ」の加害生徒及び保護者には、“学校はどんないじめも見逃さない”ことを厳しく伝えるとともに、いじめられている生徒の立場になって考えることや校訓「和顔愛語」の実践の大切さに気付かせる指導を行う。また、被害生徒に謝罪することや二度と「いじめ」をしないことを誓わせる。
- (12) 被害生徒と保護者には、加害生徒の決意を伝えて安心させるとともに、今後も何かあったら直ぐに教員に言うこと、その際には本校教員は直ちに対応することを伝え、学校生活への安心感を取り戻させる。
- (13) 上記の指導の他、「いじめ」の第三者の立場であった生徒にも、その行動内容に応じた適切な指導を必ず行う。また、必要な場合には全校生徒に周知して、再発防止の

指導を行う。

- (14) 発見された「いじめ」内容の程度、広汎性などを吟味し、必要な場合には、理事長及び北海道総務部人事局学事課に報告する。

1.2 重大事態への対応

- (1) 「いじめ」が重大事態に発展した場合には、直ちに理事長や父母の会、北海道総務部法人局学事課に報告する。
- (2) 学校は、理事長の指導・助言の下、「生徒特別指導委員会」メンバーに、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない人（第三者）を加えた「重大事態の調査委員会」を設置する。
- (3) 「重大事態の調査委員会」は、重大事態に至る要因となった「いじめ」行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、「いじめ」を生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- (4) 「いじめ」の被害生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。また、被害生徒の保護者の要望・意見も十分に聴取する。
- (5) 上記の調査により明らかになった事実関係について、被害生徒及びその保護者に、情報を適切に提供する。
- (6) 調査結果を北海道総務部人事局学事課に報告する。その際、被害生徒及びその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書も添付する。
- (7) 調査結果の報告を受けた北海道知事は、必要な場合、独自の調査機関を設けて再調査を行う。
- (8) 調査結果を踏まえて、学校は「重大事態」が再発しないために必要な措置を講じる。

いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ」のない学校づくりは、いじめの防止等の対策を包含する学校教育活動であるとする。本校の「いじめ」のない学校づくりは右図の組織によって推進する。

- 1 生徒指導部は、生活指導（教員のみが所属）と教育相談（臨床心理士と教員が所属）、保健室（養護教諭のみが所属）で構成する。いじめ防止に関する計画の作成、「いじめ防止キャンペーン月間」の企画等を担当する。
- 2 生徒特別指導委員会は、校長、教頭、生徒指導部長、問題行動を起こした生徒の所属するHR担任及び学年部長、事情聴取に当たった生徒指導部教員で構成する。発見された「いじめ」についての対応や指導内容を協議し決定する。
- 3 特別支援教育委員会は、校長、教頭、教育相談担当、養護教諭、臨床心理士、当該生徒のHR担任及び学年部長で構成する。発達障害や不登校の生徒の情報を交換し、対応を協議する。
- 4 校務運営会議は、副校長、教頭、事務長、各校務分掌部長（8人）、学年部長（3人）で構成される。「いじめ」のない学校づくりに関する計画等を付議し、校長の承認を得て決定し執行する。

- 5 職員会議は、教員と関係事務職員で構成する。「いじめ」のない学校づくりに関する計画等を付議し、校長の承認を得て決定される。
- 6 重大事態の調査委員会は、生徒特別指導委員会のメンバーと、学校外部から招く弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する。重大事態に至る要因となった「いじめ」行為の事実関係を調査する。
- 7 宗教教育委員会は、校務分掌の枠を越えてその業務に関心・意欲、適性を有する教職員で構成する。

図 いじめの防止等の対策のための組織



